

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年6月4日（火）15時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 学校問題解決のための相談窓口を設置しました
- ・ 「本を読もう！読書活動推進事業」のモデル校を決定しました

質疑事項

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 学校問題解決のための相談窓口を設置しました
- ・ 教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保証を求める請願について
- ・ 熱中症対策について
- ・ 栃木県那須スキー場の雪崩事故について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を2件行いました。自家用自動車運転中の過失運転致傷により、減給処分とした案件が2件でございます。子どもたちや保護者の皆様、そして県民の皆様の公教育への信頼を損なうことになりましたこと、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日6月4日になります。処分の1件目ですけれども、多気郡明和町立明和中学校教諭、男性31歳を減給10分の1、1月としました。この者は令和5年8月31日の勤務後、自家用普通自動車を運転し、松阪市内の国道交差点を左折する際に、横断歩道上を自転車で走行する女性に気付くのが遅れまして、自分の車の右前部を自転車に衝突させて、自転車とともに女性を路上に転倒させ、女性に加療約3ヶ月間を要する第1腰椎新鮮圧迫骨折等の傷害を負わせました。この事故により、この者は運転免許停止60日の行政処分と過失運転致傷により罰金40万円の刑事処分を受けました。

処分2件目ですけれども、松阪高等学校教諭、男性56歳を、やはり同じく減給10分の1、1月としました。この者は令和6年3月19日、自家用普通自動車を運転し、津市内の国道交差点を右折する際に、横断歩道上を横断する自転車の確認が不十分なまま、自分の車の右側部を、自転車の前部に衝突させまして、自転車とともに女性を路上に転倒させ、女性に加療約1ヶ月間を要する第2腰椎椎体骨折の傷害を負わせました。この事故により、この者は運転免許停止60日の行政処分、過失運転致傷により罰金40万円の刑事処分を受けま

した。この2つの案件、事故の形、行政処分、刑事処分の程度などかなり類似するケースだといえるかと思います。今後の対応につきましては、今、三重県警が「ACTION38 キャンペーン」という道路交通法第38条の「38」を模したシンボルマークの広報用ステッカーを活用しまして、信号機のない横断歩道における停止率の向上を図って、横断歩行者の交通事故ゼロをめざす取組を実施中ですので、このリーフレットを活用しまして、横断歩道上における歩行者優先の徹底をしっかりと周知していきたい、横断歩道に関する交通ルールの厳守をしっかりと徹底していきたいと思っています。また綱紀粛正、服務規律の確保を徹底する旨を通知いたしますし、市町教育長会議や県立学校長会議等あらゆる機会をとらえまして、交通ルールの遵守など、交通事故防止の取組を粘り強く進めてまいります。

○ 学校問題解決のための相談窓口を設置しました

このたび、学校だけでは解決困難な問題についての相談窓口を県教育委員会事務局に設置いたしました。この取組は、文部科学省が本年度から新規事業で企画している事業でございます。この事業に手を挙げまして、その採択を受けて実施するものです。事業のねらいについては、資料の1「窓口設置の目的」のところをご覧ください。今、教育現場においては保護者や地域からの過剰ともいえるような厳しい苦情や、理不尽とも思えるような困難な要求といった、学校だけでは解決が難しい事案が年々増えてきています。しかしながら、教員が多様な業務の中でこうした事案に対応しなければならないという、この状況というのは、長時間労働ですとかストレスにつながりまして、これは教員の志望者が減少する大きな要因の1つにもなっています。そこでこのたび、学校だけでは解決が難しい事案について、学校や教員の負担を軽減するとともに、適切な解決を図るため、学校管理職経験者を学校問題解決支援員として県教育委員会事務局に配置しまして、組織的に学校を支援することといたしました。具体的な支援の内容は資料5のところです。まず、学校管理職経験者である学校問題解決支援員が相談を受けまして、解決に向けて、助言を行います。そして、支援員単独では解決が難しいと判断した場合は、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師など適切な専門家の力を借りまして助言を行います。また必要に応じて学校に専門家を派遣し、学校が専門的知見に基づく助言を受けられるよう支援することとしております。

○ 「本を読もう！読書活動推進事業」のモデル校を決定しました

県立学校の図書館を活用した探究的な学びやリラックスした読書ができるよう、図書館のリニューアルなどに取り組む「本を読もう！読書活動推進事業」、これは令和6年度当初予算の重点事業の1つになっているのですが、このモデル校6校を決定いたしました。この事業の一番の趣旨は資料1のところですが、県内の高校生1人当たりの年間貸出冊数が、平成30年度4.4冊だったのが、令和4年度は3.1冊ということで、年々減少する傾向にあります。これを改善するために、学校、生徒とPTAなどが協働して、誰もが利用した

くなる理想の学校図書館を作ろうということでございます。この事業、昨年度から実施してまいりまして、本年度が2年目ということになります。モデル校、昨年度は7校あったのですが、本年度は、桑名工業高校、川越高校、稲生高校、亀山高校、水産高校、上野高校の6校ということございまして、それぞれの取組内容は資料のとおりです。具体的な事業の進め方は裏面の4「事業の概要」のところにあるのですが、まず(1)で司書が中心となりまして関係者による図書館リニューアルチームを結成しまして、各学校に応じたリニューアル計画をボトムアップで作成いたします。その上で(2)の図書館リニューアル(3)の図書館イベントの開催等を(4)図書館サポーターによる運営協力等を受けながら、展開していくという運びになります。今後のスケジュールは、5に記載のとおりです。なお、今後の各モデル校での取組については、そのつど、資料提供させていただきますので、報道の皆様にはぜひ継続的な取材をお願いできればと思います。ちなみに申し上げますと、昨年度、かなり多くの取材をいただきました。生徒たちから感謝の声が届いています。例えば、「新聞に掲載されモチベーションや自己肯定感が向上した」ですとか、「報道されたことで、地域企業の方から大型モニターの寄付を受けることができた」ですとか、「保護者から称賛の声が届くなど学校のPRにつながった」といった具合でございます。本当に生徒の励みになっており、心より感謝申し上げます。そして、今年度もよろしく願いいたします。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

(質) 2人とも交通事故での懲戒処分ということですのでけれども改めてまず、教育長に伺いたいのは、こういう交通事故でのこの処分というのは極めて重大だと思っておりますけれども、率直にどのように今後対策をしていきたいとかという考えを伺いたいです。

(答) やはり子どもたちを教える指導者としての立場でございますし、交通ルールに関してもしっかりと守り、安全運転を心がけ、手本を示す立場でありますので、こういった事故を起こすというのは、可能な限り避けなければならない問題だと思っております。特に今回の事故は、横断歩道で起こしている事故ですので、不注意という、一言では済まないことがあります。そういう横断歩道での注意をこれまで以上に、しっかりと持つように呼びかけていかなければならないと考えています。

(質) ちょっと個別具体的なことをお伺いします。まず、一番の明和中学校の教諭の件ですけれども、この勤務後ということは帰宅するときということですか。

(答) そうです。

(質) 松阪市の国道にある交差点は信号のある交差点ですか。

(答) 信号のある交差点です。

(質) 信号のある交差点を左折するときに、自転車で走行する女性ということは、女性は自転車に乗っていた状態ですか。

(答) そうです。

- (質) この女性の年齢はわかりますか。
- (答 教職員課) 70代です。
- (質) 70代女性で、けがを負わせてしまったということですね。このときは、男性の教諭は、警察に逮捕はされてない。
- (答) そうですね。
- (質) 次に松阪高校の教諭の方ですけども、これは午前中ですけど、これはこういったときに運転していたのですか。
- (答) この日、本人は振替の休日でございまして、勤務ではございません。
- (質) 休みの日に。
- (答) はい。確か火曜日です。土日ではないのですけれども、勤務日ではございません。
- (質) 勤務日ではないということですね。休みの日に運転していたと。走行目的とか聞いていますか。走行目的というか、どこに行こうとしていたとかそういう。
- (答 教職員課) 学校の方ということで休みの日なのですが、ちょっと用事があった、学校の方へ向かおうとしていたと聞いています。
- (質) 松阪高校の方に行こうとしたところですね。あとこの交差点、信号のある交差点。
- (答) そうです。
- (質) これも両方とも信号のある交差点。
- (答) はい。
- (質) このときの資料には「横断歩道上を横断する自転車の確認が不十分なまま」と書いてあるのですけど、これは乗っていたのですか。
- (答) 車の方と同じ方へ並行して、走ってくる自転車にして、右折のときに、気がつかずに接触してしまった事故です。
- (質) 並走しているときということですね。女性は、自転車に乗っていたということですね。
- (答) はい、乗っていました。
- (質) この女性はおいくつ。
- (答 教職員課) この女性も70代。
- (質) 骨折を負わせたところ、これもまたこの当時は、特に逮捕とかまで至っていませんね。
- (答) 至っていません。
- (質) もう1点伺いたいのが、特にこの明和中学校の教諭の方は、去年の話、でもだいぶ前だと思うのですが、この処分までに経過した理由をもし聞ければ。
- (答) 逆ですね。今回松阪高校の方が、我々からすると早いなという感じもしまして。事案によって、行政処分、刑事処分のスピードが違いまして、これは理由もはっきりわかりません。今回、時間的な差はあるのですけれども、その辺の理由は、存じ上げていません。

- (質) 処分に至った理由は、要するに刑事処分が確定したからということですか。
- (答) そうです。私たちが処分するのは刑事処分、行政処分が確定した段階で、その量定を行って処分することが常です。
- (質) このお二人、刑事処分はいつなのですか。刑事処分、あと運転停止する処分があれば。
- (答 教職員課) 1つ目の事案の行政処分がこの3月27日です。刑事処分の方ですけども、3月25日です。2つ目の事案ですけども、行政処分が5月8日、刑事処分が5月17日。
- (質) お二人とも、これを起こしてしまったことにコメントもあるとおりでですけど、認めてらっしゃった話ですね。通常通り勤務されているのですね。
- (答 教職員課) そうですね。
- (質) まず確認なのですが、現在いらっしゃるこの中学校教諭ですとか、高校の教員とか、その異動とか特にしていないということですかね。当時も含めて。これは現在の。
- (答 教職員課) 現在も。当時も。
- (質) 現在も当時も異動はせず同じ役職だと。先ほど、ちょっと並走しているときという話ですね。両方ともいわゆる青信号だったということですかね。
- (答) そうですね。青信号で。同じ方向に向かって進み、右折するとき、ある意味巻き込む形になります。
- (質) あと、処分の方をちょっと聞きたいのですが、まず1つ目の明和中学校の方なのですが、3月27日に行政処分ということでどこかの地検が略式起訴か何かをしたということなのですか。
- (答 教職員課) 略式起訴されて。
- (質) どこが略式起訴を。
- (答 教職員課) 1つ目が松阪区検察庁です。
- (質) 松阪区検察庁。2つ目は。
- (答 教職員課) 津区検察庁です。
- (質) その上で、略式起訴されて、罰金がそれぞれ、また別に。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 処分を受けましたけど、この罰金はどこが出した形ですか。罰金の命令は。
- (答 教職員課) 松阪簡易裁判所です。
- (質) 2つ目は。
- (答 教職員課) 2つ目が津簡易裁判所です。
- (質) これ1、2のそれぞれの事案で、被害女性の方の、住んでいる市町といますか。細かい住所は知らないですが。
- (答 教職員課) 1番目は松阪市です。
- (答 教職員課) 2番目は津市です。
- (質) 現場は、国道42号ということですか。

- (答) 違います。1つ目は。
- (答 教職員課) 166号線です。
- (質) 2つ目は。
- (答 教職員課) 165号線です。
- (質) お二人ですけど。何ていうか、謝罪のコメントと今後はこのようなことがないようにというコメントがありますけど、そもそも事故を起こした理由とか、原因は、どのように、聴取を伺ってらっしゃいますか。
- (答 教職員課) 1つ目は、これは新学期の前日、8月31日ですので、翌日の新学期のことを考えています。考えごとをしていたと。2つ目は、前方に集中するあまりに、右側の確認を怠ったということです。
- (質) 右折しているというところでしたね。そうすると右折の際は、右折するわけですから、右側も確認するのが当たり前のように思いますけど。
- (答) 後ろからという形になりますので。相手が来るのに気づくのが遅れたと。
- (質) 右側を確認していなかったから遅れた。
- (答 教職員課) そうです。形式上見たというところで、その詳細まで、確認をしていなかった。
- (質) しっかり確認していなかったと。
- (質) 3月と5月に処分が出て、懲戒処分です。似たようなものはまとめてする感じなのですか。
- (答) これは、たまたま一緒の日になったと思ってください。
- (質) たまたまなのですね。
- (答) 同じようなものをまとめてやるというのは、全然ないとは言えないと思いますけども、今回そういうことではありません。
- (質) わかりました。あと今年度に入ってから教職員の懲戒処分は何件目ですか。
- (答) これが2件目と3件目です。
- (質) 懲戒処分について細かい点をちょっと確認したいのですが、同乗者とかは特になかったということでのいいのですかね。
- (答 教職員課) ないです。
- (質) けが人が他にも特にはいなかったと。
- (答 教職員課) けが人はないです。これ以上はないです。
- (質) 今後、例えばですけども、職員に安全確認を促すように呼びかけるというのはどういうふうな、具体的な対応とかありますか。
- (答 教職員課) 当然こういう件を同じ学校の職員にまず呼びかけておりますので、もう年度も変わりましたので、同じようなことがないようにさらに呼びかけております。
- (答) この「ACTION38 キャンペーン」自体が大きく4つの呼びかけをしまして、1つ目が「横断歩道に近づいたときは停止できる速度に減速しましょう」、2つ目が「横断歩行者等がいる場合は必ず一時停止しましょう」、3つ目が「停止車両がいるときは必

ず一時停止しましょう」、4つ目が「横断歩道手前の追越し・追抜きは禁止です」。これをこういう運動も交えながら、しっかりと周知していきたいと思います。

○ 学校問題解決のための相談窓口を設置しました

(質) 学校問題解決のための相談窓口なのですけれども、例えばこれまでに学校の先生からこの問題を我々教員で解決するのはさすがに理不尽だとか、そういった相談とか今までに集計を取られていたりとかして、何かそういうのがあったりしますか。

(答) 相談の数ですか。

(質) 相談の数とか。

(答) 理不尽かどうかとかそういうことではないのですけれども、今、教育行政相談窓口というのがございまして、そこには昨年度 377 件の相談件数がございました。この 377 件の内訳は、一般県民の方から 29%、保護者から 26%、その他教員や匿名というのが 38% というような割合です。相談の大部分が苦情や要望に相当するもので、多くは教員の言動とか対応に関するものだったというデータはあるのですけれども、それ以外の詳しいデータというのはいないですね。

(質) 大部分は苦情ということですか。

(答) そうです。

(質) 特に教育委員会さんとしても、こんなことは教育委員会に聞くようなことではないみたいな、そういった苦情だったりとか、具体的にそういったことがあるのですか。

(答) そうですね。たまに直接保護者の方から苦情が来たりする時は、まず学校に言ってくださいみたいな話をする時もありますし、それはさまざまあります。

(質) 相談窓口の件、先ほど教育長がおっしゃった教育行政相談窓口は元々ある。

(答) あります。

(質) 元々あるもの。それとは別の窓口を。

(答) 同じ場所に作るのですけれども、対応を強化するように、もっと積極的に受け付けるというような感覚です。今は窓口がありますので、お待ちしていますというよりも、何かあったらどうぞくらいだと思うのですけれども。

(質) なるほど。学校問題解決のための学校問題というのは例えばどういう。

(答) 例えば、学校側の意見と保護者の意見が食い違って全く解決がつかないとか、保護者同士のもめごとがあつて、学校がなかなか解決できないとか、あるいは近隣の住民の方から学校に苦情が出ているとか、いろんな場面が想定されるかと思います。

(質) なるほど。これ保護者や地域の方、学校関係者等を対象とした相談窓口ということですか。

(答) そうですね。文部科学省のそもそもの事業が、すべてのそういう保護者の方も地域の方も教員の方も相談していただいて結構ですよという窓口なので、そういうふうになっています。

- (質) 教育行政相談窓口と同じような感じがするのですけど。
- (答) 大きな趣旨で変わらない可能性はありますが、我々としては、より学校問題の解決のために力を入れるということはPRしていきたいと思っています。
- (質) これ、例えば他の何県か一緒にやっているとか三重県初とか、そういう各県の状況はわかりますか。
- (答) 文部科学省が今回初めて募集をかけまして、私が把握している限りでは都道府県で8県、市区町村で9市区町村採択されていると聞いています。
- (質) そうすると都道府県では9番目ということですか。
- (答) いえ、一緒に採択されていますので。今年から始まった事業で、文部科学省の募集に、私たちは手を挙げていて、その時に同時に8県が採択されています。
- (質) その8県に三重県が含まれているのですね。
- (答) はい。それぞれが窓口を設置するのに動いていると思うので、設置の順番はちょっとわかりません。今時点で8県のうちどこまでが設置できているかどうかはわかりません。
- (質) その8県はわかりますか。
- (答 教育総務課) 埼玉県、東京都、新潟県、三重県、京都府、徳島県、熊本県、沖縄県です。
- (質) 支援員の方は常駐されているのですか。
- (答) お二人で、1人あたり月8日来ていただいている形です。足して16日勤務されています。常駐に近いですね。
- (質) 管理職経験者というのは、具体的にどんな方ですか。
- (答) 1人は県立高校の校長経験者で、県教委も経験されています。県教委の課長と県立高校の校長を経験した方です。もう1人の方は、市の教育委員会と中学校の校長先生を経験された方です。
- (質) 対応されるのは、相談もそうですけども、トラブル等にも対応するということになるわけですか。
- (答) トラブル等の対応も積極的にしなければならないと思っています。ただ、この窓口の人が直接その解決を図らなければならないというわけではなくて、まずは助言しますけれども、自力ではなかなか難しい場合は、弁護士につないだり、医者につなぐとか、スクールソーシャルワーカーにつなぐとかそういう采配をしていただきたいと思います。
- (質) 先ほど昨年度377件というのは苦情でしたか。
- (答) 多くが苦情や要望。
- (質) 苦情や相談が377件。
- (答) 苦情や相談ではなく、総計が377件。
- (質) 総計というのは県教委に寄せられているのか、学校現場も含めた数なのか。
- (答 教育総務課) 教育行政相談として受け付けたのが377件ですので、それ以外にも学校

で直接受け付けているもの、教育行政相談窓口を通してない相談というのは、他にもあります。

(質) その377件の多くが苦情という表現は大丈夫なのですか。

(答) 大丈夫です。苦情というか、苦情、要望。「こうしてほしい」の裏側は苦情だったりしますので。

(質) 年々増加しているということで書いてありますけど、この数字が、例えば過去と比べてどれくらい増えているかという比較はできますか。

(答 教育総務課) 教育行政相談の件数としては、年々増加というわけではないのですが、その解決が難しい事案は、肌感覚として、年々増加しているという感覚でございます。経年の件数なのでございますけれども、例えば令和3年度ですと、570件教育行政相談を受け付けておりました。ただ、コロナ禍もありまして、そういった相談が多かったということも考えられます。それから令和4年度ですと、総計で410件、教育行政相談窓口の方に寄せられております。件数だけを見ていただくと、増加傾向というわけではないのですが、困難事例がということで、肌感覚で増加しているのではというふうに考えております。

(答) それは学校などと話していても、そういう感覚で意見を聞きますので、ちょっと肌感覚で申し訳ないですが、いじめの認知件数が増えたり、不登校の数が増えたりしておりますので、学校が保護者と関わる回数なども増えてきておまして、そういう中でいろんなトラブルがあつたりして、難しい事案が増えてくるのではないかなというふうには感じております。

(質) 窓口は昨日からですね、昨日設置で。

(答) 6月3日です、昨日ですね。

(質) 東海3県では唯一ということですよ。

(答) そうですね。

(質) 2人の支援員は公募ですか。

(答) いえ、我々で探しました。これはやはり誰でもいいというわけにはいきませんし、この時期に探すというのは結構難しいことございまして、実力のある方でないと務まらないと思いますし、しっかりと探してお願いをしました。

(質) 県が依頼して。

(答) そうしました。

(質) 今のところ、雇用するという形になる。

(答) そうですね。非常勤職員として。

(質) 増加していて負担も増えているということで、それで2人ということですか。これなんか、何人かに増やしたいとか、何かあるのですか。

(答) もともと国の予算規模がありまして、常勤2人という規模ではありませんので。

(質) 当初予算で計上でしたか。

- (答) そうです。
- (質) ちなみに事業費はいくらとかは。
- (答 教育総務課) 約 500 万円です。
- (質) 当初予算で 500 万円ですね。これが全額。
- (答) 全額国費です。
- (質) この学校解決の相談窓口なのですが、開設時間は平日の午前と夕方までの時間のみということで、それこそ保護者も地域の方も、学校関係者などもなかなかお忙しい時間帯なのかなと思うのですが、今後、例えば増員とか土日祝日も含めて対応していくとか、時間拡大とかそのあたりも予定はどうなっていますか。
- (答) 私の気持ちとしては、しっかりと力を入れていかなければならない部分だと思っているのですが、1 年とりあえずはやりながら、今後について考えていかなければならないと思っています。国の予算が途切れてしまったときどうするのかとか、いろいろありますので、今、確たることは申し上げられませんが、こういった対応はこれからも、何らかの形で続けていかなければならないと思います。
- (質) これまで実際、例えば県教委などで相談のお電話とかがあったときは、時間帯としては、この平日の昼間の時間帯が多いのですか。
- (答) 基本的には我々行政の稼動しているときに相談をしていただかないと受けられない部分が多いのですが、電話とかメールとかで受けられるものは受けておりますので、メールなんかはいつでもいただけますから、そういうところは対応できているかなと思います。
- (質) 相談窓口は、当然、学校の先生も相談できるのですよね。
- (答) むしろ我々は、学校の先生から相談をたくさんいただきたいと思っています。
- (質) 学校の先生から相談を受けたいというのは、今までの教育行政相談窓口とかだとちょっと対応しきれない。
- (答) そんなことはないのですが、生徒に関することは生徒指導課に相談がいたり、教員に関することは教職員課に相談がいたり、そういうことはこれまでもあるのですが、より相談をしやすい窓口として PR していきたいと思います。教職員課なんかには、ちょっと、教員からすると若干ハードルが高いように認識されていることもありますので。いわゆる人事課ですから。もっと簡単に気軽に相談できるものとして、PR していきたいです。
- (質) これまでの教育行政相談窓口はいつからあった、もうずっとあるのですか。
- (答) これは随分前からありますね。
- (質) 基本は電話ということですか。
- (答 教育総務課) 電話も来所もメールも、文書でも結構です。
- (質) この新しい相談窓口も。
- (答 教育総務課) 同じです。

- (質) いきなり来所しても対応できる。
- (答 教育総務課) 来ていただいて大丈夫です。
- (質) 基本平日はこの非常勤の相談支援員の方が、どちらかはいるようにしていると、そういう感じですかね。
- (答) そうですね。できる限りは。
- (質) あと資料の下の方に、「保護者や地域の方に対して、専門家を紹介するものではありません」と書いてあるのですけれど。これは、例えばこういう問題が起きているときに、解決のために専門家にちょっと助言とかしてもらいけれど、例えばいじめが起きているとかそういうときにその保護者に対して、何とかの先生とかを紹介するところではないということですか。
- (答) どちらかという、私どもの思いの主な部分は、学校教員への支援というところがありますので、そういった形で書かせていただいています。
- (質) 例えば、匿名とかで相談することもできるのですか。
- (答) それは可能ですね。相談を受けるだけになるかもしれませんが。
- (質) これ、相談すると、その相談内容というのはどこに共有される形になるのですか。どのあたりまで共有される。
- (答) 教育総務課の中で共有され、問題解決に必要な場合は、その他、例えば生徒指導課とか教職員課とか、必要なところで共有されて解決を図るということになると思います。
- (質) これ、イメージするのに教員が直接相談するというより、学校として相談するのかなと思ったのですが、つまり教員が自分の机の卓上の電話を取って、相談するのはちょっとイメージできないのですが。
- (答) 教員が直接相談するのもありだと思っています。例えば学校の中で相談したけど駄目だったような場合もありますし、組織の中で悩んでいる教員の方もいるかもしれませんので、そういった方にも、窓口を開きたいなと思います。
- (質) 例えば、学校と保護者の意見が食い違って解決できないですとか、保護者同士のもめごととか近隣からとか、もうちょっと具体的に例えばどんな相談に対してどんな助言ができるのかみたいなイメージはありますか。
- (答) それは、なかなかどういう案件を例に出したらいいのかというのは迷うところですね。
- (質) ここに頼れば、相談すれば、どういうふうな。あくまで助言での支援ということですよ、これは。実際に動いてというわけじゃないわけだから。
- (答) 助言をまずするのですが、助言では済まないようなケースの場合に、弁護士に相談したり、そういったことはできると思いますので、どこまでできるかわかりませんが、可能なところまではやっていくという形になるかと思っています。1つ例を挙げると、例えばいじめのようなケースでは、どちらが加害者、どちらが被害者みたいなのがはっきりしないようなときもあります。学校でなかなかそういう解決ができずに困ってい

るような場合にどうでしょうかというのは、相談としてはあり得る話だと思います。

○ 教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保証を求める請願について

(質) 時間外勤務手当の請願に対して、教育長の意見はいつ付けなのですか。

(答) 今日の請願の話ですね。

(質) そう。令和6年6月4日付でいい。

(答) そうです。

(質) これ1年ぐらいかかっているのはなぜですか。受付は去年の6月じゃないですか。去年の令和5年6月16日。受付年月日が令和5年6月16日になっていて、今日ならば6月4日なので約1年経っている。その間もいろいろ委員会はあったと思うけど、なぜそれが今日なのですか。

(答 福利・給与課) 今回の請願に対しての意見に時間がかかったというのは、いろいろな所属にまたがる案件でございましたので、担当者間の調整に時間を要してしまったところでございます。

(質) 教育委員会の請願でちょっと、よくわかんないのですが、議会の請願はわかりませんか。

(答) はい。

(質) 要は議会と同じように、例えば紹介者がいるとかどうのこうのというのは同じなの。

(答) いや、なしですね。誰でも構いません。

(質) 陳情とはわけが違うか。

(答) 陳情に近い部分もあります。かなりの件数、同じ方からの請願があつて、なかなか短期間で処理するのは難しいぐらいの量があつて、時間がかかっている部分もございません。

(質) ただし行政法が改正されて、それは教育委員会マターに通ずるかどうかはともかくとして、行政法というのは受付手続きから速やかに処理しなきゃいけないというふうになっていて、できた頃はそれに縛られていたのだけど、そういうのからいくとちょっと1年云々というのは、担当者間の調整があるにしても、若干かかっている気がするのだけど。

(答) そうですね。

(質) それはやっぱりそういう認識ですか。

(答) 反省しなければならない点だと思います。結構数があるもので、溜まっているものから順にこなしていくみたいなどころはあつて、かなり努力しているのですが、一定その順番にはこだわらないというようなことも、私も指示をしまして、できるだけ速やかにやろうという方針で今進めているところです。

(質) この点については、教育長が言われているような考え方のとおり、要は払えないという結論か。

(答) そうですね。そもそもこれは法律で決められていることなので、今回要望されていることは、法定主義の観点からすると、なかなか難しいだろうと思います。

(質) 話を広げて悪いのですが、全般に働き方改革と言われるじゃないですか。でも教育委員会は正規職員と、講師の方という区分けをされて、そこからいくと、ほぼ同一業務か、あるいは正規職員の方がどちらかというやらないようなこととか含めて、講師の方がやられている。だとすれば、そこは全体として正規、非正規に同等の給与を払うという対応になっていくという方向なのだけど、いまだ各教育委員会というのは、そこには手つかずの状態なのですか。

(答) 正規職員と非正規の講師の間には明らかな給与差、それはあります。教員の世界は、正規の教員がやらないことを講師がやるというそんな世界ではなくて、正規の教員と講師の業務というのは、かなりニアリーでございまして、同一労働同一賃金の観点からすると、そこは問題があるかもしれないなと思います。ただ一方が、正規の採用を経て採用されている方々で、正規の給料表を適用する方であって、片方は、正規の試験ではないですので、その辺に区別というか、区分が生まれてくるのだと思うのですけれども。それはもう、知事部局でも同じことで、正規職員と会計年度職員との差はあるのですけれども、知事部局という正規職員と会計年度職員との差が、学校現場では非常に少ないというか、業務的に非常に似ているので、そのところはおっしゃるような問題点というのはあると思います。同一労働同一賃金という観点からは、是正していかなければという論理も成り立つかと思います。

(質) やられる、やられないはさておき、そこに、福永教育長としては、問題意識をお持ちということ。

(答) いや、正規の試験を通っているか通っていないかという「差」というのは、どこかには設けなければならないのかなというのは思いますので、一定この差は縮小していくべきかなとは思いますが、差があるのはやむを得ないのではないかなというのが、自分の考えです。

(質) ただその多様な人材として、社会経験をしている人を教員にあてはめたりとか、あるいは教頭とか、校長とか管理職にはめたいときもあるけど。そういう観点からいくと、正規の学科試験的なものだけですべて判断ができなくて、行政職だって、津市では関係なく、企業経験者を募っている。それからいくと、教員の場合もある程度変わる可能性があるのではないですか。

(答) そうやって企業経験者を取るとき、なかなか得難い人材を取るときには、そのポストの給料が一定高くないと来てくれませんので、それは一定高い給与を用意した職に呼んでくるという形になるかと思います。それから、そもそも正規職員として迎えるような道もあって、そういう場合は、正規の方と全く変わらない給料になるでしょうし、受け入れ方次第です。その職がどれほど必要な職で、どれほど重要な職かによって変わってくると思います。

(質) 現場はね、正規にはなかなかならないけど、2年か3年ごとに面接も含めて講師やられている経験あるけど、なかなか正規にならない。でも生徒たちに結構人気があったりとか、そういう現実があるじゃないですか。その辺は、正規採用をしていくというときの課題として残ったままで、そこは何とかしたいというふうに教育長は思われているか。

(答) そこは、もうある程度対応していると思っております。まず、地方公務員法上、講師をやっているから、試験を有利にするということは違法なのです。ただ、手続き的に少し簡素化してあげることが可能ですので、講師の経験を3年して、一定校長が推薦している方は、1次試験の教養試験を免除するというようなことで、受けてもらいやすいようにはしています。そういった形でできるだけ講師の方が受けていただきやすいよう、トライしていただきやすいような環境を整えています。

○ 熱中症対策について

(質) 熱中症のことで教えていただいているいいですか。今年もだんだん暑くなって、今日もかなり暑くなっていますけど。これからの季節、部活動、それから体育の授業とかで、熱中症になる生徒さん、おそらく出てくるかなと思うのですけれども、学校での熱中症対策として、現場の先生に意識してもらいたいこととかあればお願いします。

(答) 三重県は先導的に取り組んでおり、昨年、WBGTが31以上になったら、部活動、それから体育の授業等を中止にすることとしています。原則中止としている県が多いのですけれども、三重県は全国の先頭を切って、ここは中止するよう要請をしております、現場では対応していただいています。

○ 栃木県那須スキー場の雪崩事故について

(質) 栃木県的那須スキー場で、7年ぐらい前だと思うのですけれども、部活で登山中だった生徒さんが亡くなった雪崩事故があったと思うのですけれども、地裁がこの前、禁固2年の判決を当時の先生に下していたと思うのですけれども、これについての受けとめをお聞きしたいのと、この判決の影響で、部活の顧問を引き受けたがらない先生も増えるのではないかという懸念も1つあるかなというふうには思うのですけれども、その点はどうお考えですか。

(答) これは注目された判決でしたけれども、こういった判決が出たことについて、我々としては非常に重く受けとめる必要があるかと思っています。何よりも、教員含めて8人の命が失われたということが重く受けとめられていると思うのですけれども、いずれにしても、児童生徒の命を預かっている教員の責任の重さ、これを各々の教員がしっかり自覚しなければならないということが社会的に明らかになったものだと思います。部活の顧問云々に関しては、まず生徒の命の危険になるような部活自体がそれほど多くないので、それほど心配はしていないのですけれども、ものによってはそういう

うことが起こる可能性はあるかと思います。

以上、15時53分終了